

新潟県条例第54号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前		
<b>別表（第6条関係）</b>				
港湾施設及びその使用の区分	使用料算定の基礎	国際拠点港湾 新潟港	重要港湾 直江津港 両津港 小本港	地方港湾 岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
	（略）			
港湾施設用地	（略）	（略）		
	埋設管又は架設空管類	外径が0.15メートル未満のもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの
		88円	（略）	79円
		110円	50円	100円
		230円	100円	97円
		590円	250円	520円
		50円	50円	49円
		50円	50円	49円
		250円	250円	240円
		250円	250円	240円
		250円	250円	240円

もの		もの	
外径が1.0メートル以上のもの	1,100円	外径が1.0メートル以上のもの	1,000円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

